

## 介護保険制度改正について

平成 29 年改正では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化を防止し、地域共生社会の実現を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、介護サービスを必要とする方に必要な介護サービスが提供できるよう次のとおり制度が改正されます。主なものは次のとおりです。

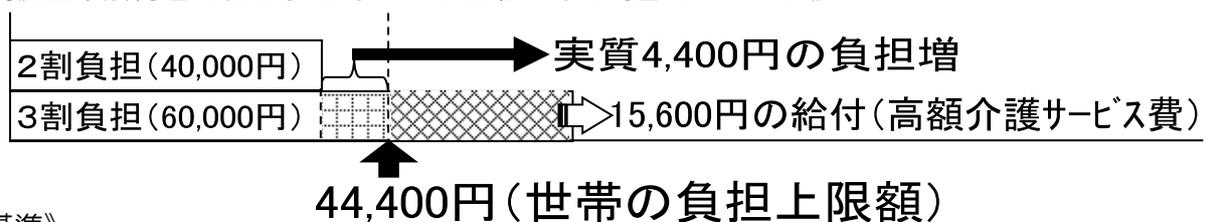
**地域包括ケアシステムの深化・推進**

- ★自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等
  - ・国から提供されたデータを分析し介護保険事業計画を策定するものとし、市町村が取り組むべき自立支援、介護予防、重度化防止等の取組内容と目標を記載。
- ★介護医療院の創設
  - ・日常的な医学的管理が必要な重度の要介護者を受入れる機能に加え、生活施設としての機能を兼ね備えた施設の創設。
- ★地域共生社会の実現に向けた取組等
  - ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づける。また、地域住民と行政との協働による包括的支援体制の整備及び地域福祉計画の策定。

**介護保険制度の持続可能性の確保（費用負担の公平化）**

- ★一定以上の所得者の自己負担割合の引き上げ【平成 30 年 8 月施行】
  - ・世代間、世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、現役並みの所得を有する 65 歳以上の方の利用者負担の割合を 2 割から 3 割に引き上げる。しかし、1 世帯あたりの自己負担分が月額 44,400 円を超える場合は高額介護（予防）サービス費として給付されるため一律に自己負担分が 1.5 倍になるわけではない。

《現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方の場合のイメージ》



《基準》

次の①および②の両方を満たす場合は3割負担。

①合計所得金額 **220万円以上**

②年金収入+その他の合計所得（年金にかかる雑所得を除く） **340万円以上※**

※世帯内に2人以上の第1号被保険者（65歳以上の方）がいる場合は463万円以上。

《1割負担》

2割負担の基準と同様に、次の者は所得にかかわらず一律に1割負担。

- ・第2号被保険者（40歳～64歳の方）
- ・住民税非課税者
- ・生活保護受給者

★介護納付金への総報酬割の導入【平成29年7月施行（平成32年度から全面導入）】

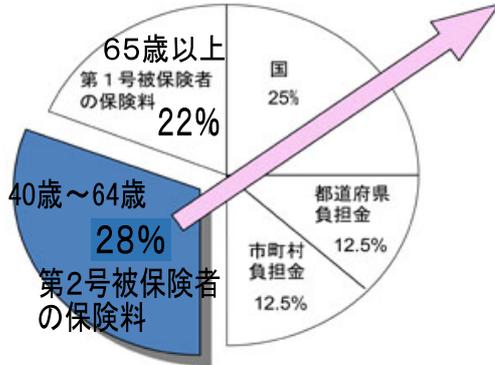
- ・40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の介護保険料は医療保険者に賦課されており、医療保険者は医療保険料と一体的に徴収した介護保険料を被保険者数に応じて算定された介護納付金を負担している（加入者割）。今回の改正では介護納付金の算定について、被用者保険間では各医療保険者の標準報酬総額に応じたものとし、報酬額に比例した負担とする（総報酬割）。

## 介護保険の保険料（第2号被保険者）

- 40~64歳（第2号被保険者）については、各医療保険者を通じて保険料を徴収。
- 全国ベースで第2号被保険者一人あたりの保険料額を計算し、これを各医療保険者が被保険者数に応じて納付する仕組み。

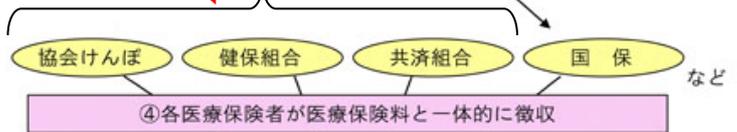
①第2号被保険者（40~64歳）は給付費の28%を負担

②第2号被保険者一人あたりの保険料額を計算  
(介護給付費の28% ÷ 第2号被保険者数 = 第2号被保険者1人あたり保険料額)



被用者保険間では報酬額に比例して負担する仕組みに改める（総報酬割）

③被保険者数に応じて負担



⑤社会保険診療報酬支払基金に納付

⑥各市町村に交付（各市町村の介護給付費の28%分）



(参考) 協会けんぽにおける介護保険料率の推移

14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
10.7	8.9	11.1	12.5	12.3	12.3	11.3	11.9	15.0	15.1	15.5

※平成15年度以降の料率は、総報酬制導入後の料率である。

※厚生労働省資料を加工して作成しています。

### 《総報酬割を導入した場合のイメージ》

例：第2号被保険者数が同じ3つの保険者で300万円を負担する場合

Aけんぽ（総報酬額5億円）、B健保（総報酬額15億円）、C共済（総報酬額10億円）

※総報酬額の比は[1：3：2]

現状（加入者割）※300万円を加入者数に応じて負担

Aけんぽ（100万円）	B健保組合（100万円）	C共済組合（100万円）
-------------	--------------	--------------



改正案（総報酬割）※300万円を総報酬額に応じて負担 ※[1：3：2]で按分

Aけんぽ（50万円）	B健保組合（150万円）	C共済組合（100万円）
------------	--------------	--------------

### ★高額介護（予防）サービス等の見直し【平成29年8月施行】

- ・ 世代内、世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、次の①及び②について見直す。

①第4段階の月額上限を37,200円から44,400円に引き上げる。

②世帯内の全ての被保険者が1割負担の世帯については、新たに、自己負担額の年間（前年の8月1日から7月31日まで）の合計額に対して446,400円（37,200円×12ヶ月）の負担上限額を設定する。（3年間の時限措置。）